

交通遺児激励金制度

交通事故によりかけがえのないお父さん、あるいはお母さんなどを亡くされた交通遺児（義務教育終了前の人）の方々に対する激励金の支給制度がございます。

○ 交通遺児激励金制度の概要

目的 交通遺児激励金を支給することで、交通遺児を激励し、心身の健全な育成を図ることを目的としています。

対象者 交通事故により保護者（親権を行う者、後見人その他の者であって、児童を現に監護し、原則として児童と同居している者）を失った乳幼児及び義務教育を終了していない児童又は生徒※を対象とします。
（※交通遺児となった日から申請日まで引き続き三原市に住所を有すること）

激励金 交通遺児1人につき100,000円（1回限り）

支給方法 次の①～④に該当するいずれかの時期に支給します。
（保護者による申請手続きが必要です。）

- 支給時期**
- ①交通遺児になった年度
 - ②交通遺児になった翌年度
 - ③小学校・中学校入学年度
 - ④中学校卒業年度

◎ 申請手続きや制度の内容については

三原市役所保健福祉部 子育て支援課 子育て支援係

（TEL 0848-67-6045） までお問い合わせください。